

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書(支出負担行為)の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称:平成30年度大阪府警察学校で使用する電気の需給 (1)変更経費支出伺の起案日: 平成31年4月17日 (2)変更額:37,000円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節 2 支出負担行為の会計事務手続(経費支出伺書の作成) (2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。</p> <p>【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。 何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください(昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」)。</p> <p>3 支出負担行為としてとらえる時期 支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1633 2172 1717"> <thead> <tr> <th>節の名称</th> <th>支出負担行為としてとらえる時期</th> <th>支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11需用費</td> <td>契約を締結するとき</td> <td>契約金額</td> </tr> </tbody> </table>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	11需用費	契約を締結するとき	契約金額	<p>検出事項が発生した原因については、年度途中において支払見込額と支出負担行為額の残額を確認した結果、不足が見込まれたため、過去2年の支払金額の平均額及び増加率を勘案し経費支出伺書の増額変更を行った。しかし、予想を超えた使用量であったために支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになった。 今後は、支出負担行為残額と執行予定額を過去の支払額や使用量等の様々な角度から管理し、再発を防止すると共に、適正な事務処理を行う。</p>
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲							
11需用費	契約を締結するとき	契約金額							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月1日から同月25日まで)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書(支出負担行為)の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称： 平成30年8月～平成31年3月分総合訓練センターで使用する電気調達</p> <p>(1) 変更経費支出伺の起案日： 平成31年4月9日</p> <p>(2) 変更額：220,000円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節</p> <p>2 支出負担行為の会計事務手続(経費支出伺書の作成)</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。</p> <p>【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。 何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください(昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」)。</p> <p>3 支出負担行為としてとらえる時期</p> <p>支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1633 2172 1717"> <thead> <tr> <th>節の名称</th> <th>支出負担行為としてとらえる時期</th> <th>支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 需用費</td> <td>契約を締結するとき</td> <td>契約金額</td> </tr> </tbody> </table>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	11 需用費	契約を締結するとき	契約金額	<p>検出事項が発生した原因については、年度途中において支払見込額と支出負担行為額の残額を確認した結果、不足が見込まれたため、過去2年の支払金額の平均額及び増加率を勘案し経費支出伺書の増額変更を行った。しかし、予想を超えた使用量であったために支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになった。</p> <p>今後は、支出負担行為残額と執行予定額を過去の支払額や使用量等の様々な角度から管理し、再発を防止すると共に、適正な事務処理を行う。</p>
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲							
11 需用費	契約を締結するとき	契約金額							

監査(検査)実施年月日(委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書(支出負担行為)の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称:平成30年度本部本庁舎で使用する電気調達 (1)変更経費支出伺の起案日: 平成31年4月9日 (2)変更額:810,000円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節 2 支出負担行為の会計事務手続(経費支出伺書の作成) (2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。</p> <p>【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。 何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください(昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」)。</p> <p>3 支出負担行為としてとらえる時期 支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1633 2172 1717"> <thead> <tr> <th>節の名称</th> <th>支出負担行為としてとらえる時期</th> <th>支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11需用費</td> <td>契約を締結するとき</td> <td>契約金額</td> </tr> </tbody> </table>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	11需用費	契約を締結するとき	契約金額	<p>検出事項が発生した原因については、年度途中において支払見込額と支出負担行為額の残額を確認した結果、不足が見込まれたため、過去2年の支払金額の平均額及び増加率を勘案し経費支出伺書の増額変更を行った。しかし、予想を超えた使用量であったために支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになった。 今後は、支出負担行為残額と執行予定額を過去の支払額や使用量等の様々な角度から管理し、再発を防止すると共に、適正な事務処理を行う。</p>
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲							
11需用費	契約を締結するとき	契約金額							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月1日から同月25日まで)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結日後に行われていた。</p> <p>契約名称：信号機修繕（亀井東交差点） (1) 契約日：平成31年1月9日 (2) 工期：平成31年1月9日から同年3月25日まで (3) 経費支出伺の起案日：平成31年1月17日 (4) 支出額：2,376,000円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約を締結するときに、システムへの登録ができていなかったことにある。</p> <p>今後、契約を締結するときは、システムに確実に登録の上、決裁を受けることを徹底するとともに、幹部が契約の進捗状況を把握して、システムへの登録の失念や決裁遅延を防止する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、検査日後に行われていた。</p> <p>契約名称：固定灯火標識修繕（八尾市山城町一丁目2番8先ほか）</p> <p>(1) 契約日：平成30年7月3日 (2) 工期：平成30年6月22日から同年7月11日まで (3) 検査日：平成30年7月11日 (4) 経費支出伺の起案日：平成30年7月18日 (5) 支出額：103,140円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約を締結するときに、システムへの登録ができていなかったことにある。</p> <p>今後、契約を締結するときは、システムに確実に登録の上、決裁を受けることを徹底するとともに、幹部が契約の進捗状況を把握して、システムへの登録の失念や決裁遅延を防止する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、検査日後に行われていた。</p> <p>契約名称：信号機修繕（御厨栄町1丁目交差点） (1) 契約日：平成30年7月5日 (2) 工期：平成30年7月1日から同月10日まで (3) 検査日：平成30年7月10日 (4) 経費支出伺の起案日：平成30年7月30日 (5) 支出額：1,188,000円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約を締結するときに、システムへの登録ができていなかったことにある。</p> <p>今後、契約を締結するときは、システムに確実に登録の上、決裁を受けることを徹底するとともに、幹部が契約の進捗状況を把握して、システムへの登録の失念や決裁遅延を防止する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）